
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示**項目 金融商品の時価に関する開示項目の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の開示項目について、仮に金融商品をその対象とすることを前提として、関連するすべての開示項目を日本基準に導入した場合のイメージが理解しやすくなるように、文案のかたちで示し、これについて検討することを目的としている（なお、開示例については、審議事項(4)-6 参考資料を参照）。

なお、本資料では、関連するすべての開示項目の文案を示しているが、次の事項については、今後、検討を行ったうえで、文案に反映する。

- (1) IFRS 第 13 号の開示項目の適用対象企業
- (2) 各開示項目の導入の是非

II. 開示に関する会計基準の構成

2. 現行の日本基準では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 40-2 項に(1)金融商品の状況に関する事項及び(2)金融商品の時価等に関する事項を注記することが定められている。

また、それぞれの注記事項の詳細は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 3 項（金融商品の状況に関する事項）及び第 4 項（金融商品の時価等に関する事項）に定められている。

3. ここで、IFRS 第 13 号の開示項目について金融商品を対象として日本基準に導入する場合には、金融商品会計基準に新たな注記事項として第 40-2 項(3)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」を新設し、金融商品時価開示適用指針に第 4-2 項を新設して新たな注記事項の詳細を定めることが考えられる。

III. 開示に関する金融商品会計基準の修文案の検討

4. 前項を踏まえ、金融商品会計基準第 40-2 項を次のように修正することが考えられる

(下線部分を追加している。)

なお、重要性が乏しいものに関する注記の省略及び連結財務諸表に注記している場合に個別財務諸表での記載を不要とすることについて、これまでの審議で特段の反対意見等は聞かれていないため、以降の文案の検討でも当該注記の省略を前提としている。

金融商品会計基準

40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ①金融商品に対する取組方針
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。

ディスカッション・ポイント

IFRS 第13号の開示項目について金融商品を対象として日本基準に導入する場合には、金融商品会計基準に新たな注記事項を新設し、金融商品時価開示適用指針に当該注記事項の詳細を定めること、並びに金融商品会計基準に対する修正案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

IV. 追加開示項目に関する金融商品時価開示適用指針の文案の前提又は作成方針

(開示項目の適用対象企業)

5. これまでの審議において、開示項目の適用対象企業を検討する際には、公正価値のレ

ベル等の全般的な開示項目¹（レベル3のみを対象とするわけではない開示項目）とレベル3を対象とする開示項目²の2つに分けて議論を行ってきた。今回の文案においては、適用対象企業を定めていないが、今後の検討結果に応じて適用対象企業を明示する。

（各開示項目の導入の是非）

6. 今回の文案は、仮に IFRS 第 13 号における関連するすべての開示項目を取り入れる場合の文案を作成しており、次のようなこれまでの審議において聞かれた各開示項目の導入の是非については、今後の検討結果に応じて文案を修正する。

(1) 公正価値のレベル

- ① 利用者へのアウトリーチの結果からは、レベル1とレベル2の差が重視されていないように考えられ、レベル1とレベル2を区分して開示することは不要である。
- ② IFRS 第 13 号の規定のみに基づいてレベル1とレベル2を企業が区分する場合には、実務上、活発な市場の判断についてはレベル区分にもばらつきが生じる可能性が高いと考えられ、レベル1とレベル2の区分について実効性を高めるには、追加的なガイダンスが必要となる。
- ③ IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 29 項(a)には、帳簿価額が時価の近似値となる場合には時価開示が不要となる定めがあり、このような要件を踏まえて、公正価値のレベル等の全般的な開示項目に係る作成コストを削減することも

¹ 公正価値のレベル等の全般的な開示項目とは、次の開示項目を指す。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル1とレベル2の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS 第 13 号第 48 項）を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）

² レベル3を対象とする開示項目とは、次の開示項目を指す。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

できると考えられる。

(2) レベル1とレベル2の間の振替

- ① レベル1とレベル2の間の振替については、財務諸表利用者からの関心も高くないと考えられ、この開示項目は不要であると考えられる。

(3) 期首残高から期末残高への調整表

- ① 一部の利用者から有用性が低いと考えられるとの意見も聞かれていることから、トレーディング目的の有価証券及びデリバティブ取引に対しては、購入、売却、発行及び決済額を純額で表示することを認めることを検討してはどうか。
- ② 作成者にとって特に作成負荷が高い項目であり、必ずしも表形式による総額での表示によらないことも検討する余地があるのではないかと。レベル3の残高の増減理由を文章で説明することも1つの方法ではないかと。

(4) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

- ① 米国会計基準において要求されておらず、市場リスクの感応度分析の開示でカバーされる部分もあると考えられる。また、このような開示が日本基準になじむものかどうか検討すべきであると考えられる。

(開示項目に対する文案の構成)

7. IFRS第13号の開示項目は項目により開示の対象が異なり、記載が複雑なものとなっているため、金融商品時価開示適用指針第4-2項(新規追加)の文案は、開示対象別の次のような構成に整理している。なお以降の(¶)は、IFRS第13号における項番号を表すものである(IFRS第13号の開示規定については別紙を参照のこと)。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

- ① レベル区分ごとの残高(レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価)
(¶93(b))
- ② レベル1とレベル2の間の振替額、振替時点に関する方針等(¶93(c))

(2) (1)には該当しないが、貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債

- ① レベル区分ごとの残高(レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価)
(¶93(b)、97)

(3) (1)及び(2)の金融資産及び金融負債の時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に区分される金融資産及び金融負債

① 使用した評価技法及びインプットの説明（¶93(d)、97）

② 評価技法の変更及びその理由（¶93(d)、97）

(4) (1)のうち、時価がレベル3の時価に区分される金融資産及び金融負債

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（¶93(d)）

② 期首残高から期末残高への調整表（振替時点に関する方針を含む。）及び純損益に認識した未実現損益（¶93(e)、93(f)）

③ 企業の評価プロセスの説明（¶93(g)）

④ 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（¶93(h)(i)）

⑤ 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（¶93(h)(ii)）

8. なお、以下のIFRS第13号の開示項目は、金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案には含めていない。

(1) 開示の目的等（¶91、92）

要求事項やガイダンスではないため、本文ではなく結論の背景に含めることが考えられる。

(2) 非経常的な公正価値測定及びその理由に関する開示（¶93(a)）

金融商品のみを開示の対象とすることを前提とすると、日本基準において金融商品については、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、貸借対照表において時価評価されるか又は時価が注記されるため、非経常的な公正価値測定に該当するものがないため、文案では取り扱わないことが考えられる³。

(3) 非金融資産の最有効使用に関する開示（¶93(i)）

金融商品のみを開示の対象とすることを前提とすると、当該開示は金融商品に関するものではないため、文案に含めないことが考えられる。

³ IFRSにおいては、非経常的な公正価値測定として、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合は挙げられている。

(4) 開示における適切な区分を決定するにあたっての留意事項（¶94）

各開示について適切な区分に基づくことについては、本文に示すが、その決定にあたっての留意事項については、本文ではなく結論の背景に含めることが考えられる。

(5) レベル間の振替時点に関する方針についての補足説明及び例示（¶95）

レベル間の振替時点に関する方針を開示することについては、本文に含めるが、その補足説明及び例示については、本文ではなく結論の背景に含めることが考えられる。

(6) 貸借対照表上で時価評価される金融資産及び金融負債についてグループの時価を算定する場合におけるその旨の開示（¶96）

すべての企業に適用される方向性で検討している時価の定義及びガイダンスに関する新基準において、IFRS 第 13 号と同様に、貸借対照表上で時価評価される金融資産及び金融負債についてグループの時価を算定することが認められることを検討している。IFRS 第 13 号において、当該処理を適用する場合には、その旨を注記することが求められているが、これについては、会計方針を選択した結果として、企業が重要な会計方針として開示することが考えられ、金融商品会計基準や金融商品時価開示適用指針に記載する必要はないと考えられる。

(7) 分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債の公正価値測定における信用補完の公正価値測定への反映方法の開示（¶96）

現行の日本基準においては、公正価値オプションがなく、金融負債を時価評価することはないと考えられ、文案では取り扱わないことが考えられる。

(8) 定量的な開示については、原則として表形式で開示することの説明（¶97）

適切な場合には表形式でないことも認めている記載であり、開示項目に対する説明として結論の背景に含めることが考えられる。

（開示項目に対する文案に関する留意点）

9. 第 7 項の文案に関するその他の留意点については、次のとおりである。

(1) 時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に区分される金融資産及び金融負債についての使用した評価技法及びインプットの説明（¶93(d)、97）

金融商品時価開示適用指針第4項(1)⁴において、時価の算定方法の注記が求められており、重複する部分もあると考えられるが、当該開示項目は評価技法とインプットの両方について説明が必要となる定めであることを踏まえ、金融商品時価開示適用指針第4-2項(新規追加)の文案に含めている。

(2) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(¶93(d))

当該開示項目について、IFRS第13号は定量的情報の内容を特定していない。文案においても、財務諸表利用者にとって有用な開示が行われるよう、具体的な開示内容は財務諸表作成者に委ね、開示の内容を特定していない。ただし、当該項目について設例を設ける場合には、IFRS第13号の設例では、インプットの幅や加重平均値の開示を例示しており、日本基準においてもそのような例示を含めるかどうか検討する必要があると考えられる。

V. 追加開示項目に関する金融商品時価開示適用指針の文案

10. 第7項から第9項に基づき作成した、金融商品時価開示適用指針第4-2項(新規追加)の文案は次のとおりである。

なお、金融商品時価開示適用指針第4項は、修正を行っていないが、新規追加を検討している第4-2項から参照することがあるため、参考として示しているものである。また、文中の(¶)は、IFRS第13号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

金融商品時価開示適用指針

4. 「金融商品の時価等に関する事項」(金融商品会計基準第40-2項(2))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。

(中略)

⁴ 金融商品時価開示適用指針第4項(1)の記載は次のとおりである。

「原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。(以下略)」

4-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(3)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。また、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
 - ① 企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価（¶ 93(b)）
 - ② レベル 1 の時価とレベル 2 の時価との間の振替額及び当該振替の理由、並びに振替時点に関する方針（¶ 93(c)）
- (2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債ではないが、第 4 項(1)に従って貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価を注記する。（¶ 93(b)、97）
- (3) 第 4 項(1)に従って注記される貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に区分される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
 - ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明（¶ 93(d)、97）
 - ② 時価の算定に用いる評価技法を変更した場合、その旨及び変更の理由（¶ 93(d)、97）
- (4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル 3 の時価に区分される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。
 - ① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプット（企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項参照）に関する定量的情報
ただし、企業自身が観察できないインプットを作成していない場合（例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、記載を要しない。（¶ 93(d)）
 - ② 期首残高から期末残高への調整表（以下の当期中の変動額を区別して示す。）
（¶ 93(e)、93(f)）
 - ア 当期の損益に計上した額及びその表示科目
 - イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその表示科目
 - ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額

エ 他のレベルからレベル3への振替額及び当該振替の理由

オ レベル3から他のレベルへの振替額及び当該振替の理由

また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。

③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明（¶93(g)）

④ ①の観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

なお、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると観察できないインプットを変化させた場合の変動幅が異なる可能性があるのかどうかに関する説明を注記する。（¶93(h)(i)）

⑤ ①の観察できないインプットを合理的な範囲で変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、その時価の変動により生じる当期の損益又はその他の包括利益への影響額、及びその影響の計算方法（¶93(h)(ii)）

ディスカッション・ポイント

金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案の作成方針（構成及び留意点）及びそれを踏まえた文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上

別紙 IFRS第13号の開示規定

開示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
 - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響
- 92 第91項の目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。
- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
 - (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
 - (c) どの程度の集約又は分解を行うべきか
 - (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか
- 本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。
- 93 第91項の目的を満たすために、企業は、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（本基準の範囲に含まれる公正価値を基礎とする測定を含む）で測定される資産及び負債のクラス（資産及び負債の適切なクラスの決定に関する情報は、第94項参照）ごとに、開示しなければならない。
- (a) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由。資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRS により各報告期末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他の IFRS により特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的保有の資産を、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いために、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。
 - (b) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
 - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
 - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例

例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用)には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない(例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合)。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。

- (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表(以下に起因する当期中の変動を区別して開示)
- (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
 - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
 - (iii) 購入、売却、発行及び決済額(これらを区別して開示)
 - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針(第95項参照)。レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明(例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど)
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明(それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合)。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含め

なければならない。

(ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。

(i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。

94 企業は、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならない。

(a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク

(b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル

クラスの数、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については増やす必要があるかもしれない。それらの測定は不確実性と主観性の程度が大きいためである。公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供しなければならない。他のIFRSが資産又は負債のクラスを定めている場合、企業は、そのクラスが本項の要求に合致していれば、そのクラスを本基準で要求している開示を提供する際に使用することができる。

95 企業は、第93項(c)及び(e)(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する方針を開示し、それに首尾一貫して従わなければならない。振替を認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替とそのレベルからの振替について同じでなければならない。振替の時期の決定に関する方針の例としては、次のようなものがある。

(a) 振替を生じさせた事象又は状況の変化の日

(b) 報告期間の期首

(c) 報告期間の末日

96 企業が第48項の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。

97 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、企業は、第93項(b)、(d)及び(i)で要求している情報を開示しなければならない。ただし、第93項(d)で要求している公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的な開示を提供することは要求されない。このような資産及び負債については、企業は本基準で要求している他の開示を提供する必要はない。

- 98 公正価値で測定され、分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、発行者は、その信用補完の存在及びそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。
- 99 企業は、本基準が要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

以 上